

議第9号

高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

高山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年3月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消防法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市火災予防条例の一部を改正する条例

高山市火災予防条例（平成16年高山市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第39条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第39条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。